

貸付の種類	貸付対象事業			貸付条件			
				年利率	据置期間	償還期限	償還の方法
受託貸付	公有林整備事業	造林補助事業	・計画森林 ・森林整備合理化計画に基づくもの	2.10	20 ※1	30 ※1	年賦元利均等償還
			その他のもの	2.25			
			復旧造林 ※2	1.25～2.10			
		非補助事業	・計画森林 ・森林整備合理化計画に基づくもの	2.10			
			認定者(林業経営改善計画の認定を受けたもの) ※2	1.25～2.10			
			一般	2.10			
		分収林取得	林業経営改善計画に基づくもの (林地保有の合理化に寄与するものに限る。) ※3	2.10	25	30	年賦元利均等償還
			その他のもの		20	20	定期償還 (満期一括償還) 年賦元利均等償還
		森林整備活性化資金(無利子融資)		無利子	20	30	年賦元金均等償還
	草地開発事業	補助事業	都道府県営	2.25	10	25	年賦元利均等償還
			市町村営	2.10			
		非補助事業	一般	2.10			
			利子軽減対象事業	2.10			
		災害復旧事業 ※2		1.25～2.10			

※1 公有林造林資金(森林整備活性化資金を除く。)の償還期限(据置期間)は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定により林業経営改善計画の認定を受けたものについては40年(25年)以内であり、さらに長伐期施業が可能であるなど特定の条件を満たすものについては50年(35年)以内である。

※2 公有林整備事業のうち、造林の復旧造林、非補助事業の認定者、及び草地開発事業の災害復旧事業に適用される貸付利率については、償還期限ごとに異なる。

※3 公有林分収林取得資金の「林地保有の合理化に寄与するもの」とは、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則(平成5年7月28日農林水産省令第35号)第2条に規定する「林業上の利用の増進を図る必要があり、かつ、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて同項に規定する資金の貸付けを受けようとする者が森林所有者である森林と一体として効率的に施業を行うことが可能である森林の取得」とされている。

※4 公有林造林資金について、償還期間が20年を超える場合は20年経過ごとに利率の見直しを行う。